

社債等振替制度に係るシステムの利用に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、社債等に関する業務規程第75条の規定に基づき、発行者、発行代理人、支払代理人、機構加入者及び資金決済会社(以下「利用者」という。)が、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)が行う社債等の振替に関する業務に係る利用者の業務の処理に、機構の社債等振替制度に係るシステム(以下「機構システム」という。)を利用することに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において利用者の機構システムの利用とは、社債等に関する業務規程及び社債等に関する業務規程施行規則の規定に基づき利用者が行う業務の処理における次の各号に掲げる方法による機構との間のデータ授受をいう。

- (1) 利用者の事務所又は機構が認めた場所に利用者が設置する機構が提供する統合Web機能を利用するための端末装置(以下「統合Web端末」という。)からの入出力
- (2) 利用者のコンピュータ・システム(以下「利用者システム」という。)によるデータ授受の方法のうち、そのデータをファイルとして伝送する方式であってこの規則に定めるところによるもの(以下「ファイル伝送」という。)
- (3) ファイル伝送以外の利用者システムによるデータ授受の方法であってこの規則に定めるところによるもの(以下「CPU直結」という。)

(統合Web端末)

第3条 利用者は、業務の処理を統合Web端末からの入出力により行う場合は、所定の届出書を機構に提出するものとする。この場合において、当該統合Web端末が、利用者が業務の処理を委託している者(以下「計算会社等」という。)の端末であるときは、当該届出書にその旨を記載するものとする。

- 2 統合Web端末と機構システムとを接続する回線設備の開設は、前項の届出書の記載に基づいて、利用者が行うものとする。
- 3 第1項後段の場合において、発生した事故等については、それぞれの間で解決するものとする。

(統合Web端末による計算会社等とのデータ授受)

第4条 利用者が利用する統合Web端末が計算会社等の統合Web端末である場合には、当該計算会社等の統合Web端末と機構システムとの間で授受したデータは、当該計算会社等に業務を委託した利用者の統合Web端末と機構システムとの間で授受したものとして取り扱う。

(統合Web端末の運用等)

- 第 5 条 利用者は、機構が定める接続仕様書及び操作要領等の定めに従い、善良な管理者の注意をもって統合Web端末による事務の処理及び統合Web端末の取扱いを行うものとする。
- 2 統合Web端末の接続仕様に、やむをえない理由により変更の必要が生じ、機構からその旨の申入れがあったときは、利用者は、機構の指示に従ってこれに対応するものとする。
 - 3 利用者は、統合Web端末に障害が生じた場合は、速やかに機構に連絡するものとする。

(統合Web端末に係る費用負担)

第 6 条 「社債等振替制度に係る手数料及びその料率」に定める手数料のほか、統合Web端末の使用に係る端末料(統合Web端末の設置及び保守に係る費用をいう。)、電力料及び消耗品等の費用並びに統合Web端末と機構システムとを接続する回線設備に係る費用(回線使用料及び敷設工事負担金等をいう。以下同じ。)は、利用者の負担とする。

(回線接続)

- 第 7 条 利用者は、利用者システムと機構システムとの間につき、ファイル伝送又はCPU直結(以下「ファイル伝送等」という。)に係る通信回線の接続(以下「回線接続」という。)をする場合は、所定の届出書を機構に提出するものとする。この場合において、回線接続する利用者システムが、計算会社等のシステムであるときは、当該届出書にその旨を記載するものとする。
- 2 回線接続に係る回線設備の開設は、機構の定めるところに従い、利用者が行うものとする。

(回線接続による計算会社等とのデータ授受)

第 8 条 回線接続する利用者システムが計算会社等のシステムである場合には、当該回線接続を介したファイル伝送等により計算会社等のシステムと機構システムとの間で授受したデータは、当該計算会社等に業務を委託した利用者の利用者システムと機構システムとの間で授受したものと取り扱う。

(回線接続の運用等)

- 第 9 条 利用者は、回線接続及びファイル伝送等による事務の処理につき、機構が定める接続仕様書及び運用要領の定めに従い行うものとし、これらに関する事務を、善良な管理者の注意をもって取り扱うものとする。
- 2 回線接続の接続仕様に、やむをえない理由により変更の必要が生じ、機構からその旨の申入れがあったときは、利用者は、機構の指示に従ってこれに対応するものとする。
 - 3 第 5 条第 3 項の規定は、回線接続に障害が発生した場合(ファイル伝送等によるデータ授受ができない状態になった場合で、その原因が明らかでない場合を含む。)について準用する。

(回線接続に係る費用負担)

第 10 条 回線接続のための回線設備に係る費用は、利用者の負担とする。

(各種テストへの協力)

第 11 条 利用者は、機構からあらかじめ通知して、統合Web端末と機構システムとの間又は回線接続を介した利用者システムと機構システムとの間の連動確認テストへの参加を求められた場合には、異議なくこれに協力するものとする。これらのテスト以外に機構から各種のテストへの参加を求められた場合についても、同様とする。

2 前項の連動確認テスト及び各種のテストに要する費用のうち利用者側の費用は、当該利用者の負担とする。

(遵守義務)

第 12 条 利用者の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、機構システムの利用によって知りえた秘密を他に漏らしてはならない。

2 利用者は、機構の承認を得ないで、機構システムの仕様を第三者に開示し又は自己の業務に利用してはならない。

3 第 3 条第 1 項後段の規定により業務の処理に係る入出力を行う統合Web端末が計算会社等の統合Web端末である利用者及び第 7 条第 1 項後段の規定により回線接続する利用者システムが計算会社等のシステムである利用者は、当該計算会社等に前 2 項の規定を遵守させるものとする。

4 利用者は、この規則に基づき機構に提出した届出書の内容に変更が生じることとなったときは、あらかじめ機構に届け出るものとする。

附 則

この規則は、平成 18 年 1 月 10 日から施行する。